

# 令和5年度第2回原油価格・物価高騰対策等にかかる貨物運送事業継続のための緊急支援事業交付要綱

令和6年1月5日制定

公益社団法人 長崎県トラック協会

## (趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人長崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）が、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物運送事業者及び同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業を行う事業者（以下「事業者」という。）に対して支援金を交付する事業について、必要な事項を定めることにより、支援金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

## (支援事業者等)

第2条 前条の支援金の交付の対象となる者（以下「支援事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと
- (2) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと
- (3) 長崎県内に本社、支社または営業所があり、申請時において営業していること
- (4) その他支援が適切でないと知事が認めるものでないこと
- (5) 引き続き事業実施の意思がある事業者であること

## (支援対象経費及び支援金額等)

第3条 この支援金の交付の対象となる経費及び支援金額等は、別表のとおりする。

## (交付申請及び申請書に添付すべき書類)

第4条 支援事業者は、支援金の交付申請を、令和6年1月31日までに県ト協に対して行わなければならない。

2 前項の支援金の交付申請は、別記様式第1号によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）  
※原則として申請を行う日から3か月以内のもの
- (2) 支援対象車両一覧表（別記様式第2号）
- (3) 支援対象となる全車両の車検証（申請時に有効なもの）の写し

## (交付決定及び交付額の確定)

第5条 県ト協は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容について審査し、相当と認めるときは、支援金の交付の決定及び交付額の確定を行い、支援事業者に通知する。

2 県ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

## (支援金の経理等)

第6条 支援事業者は、この支援金に係る収支の状況を明確にした帳簿及び証拠書類を整備の上、支援事業の完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(支援金の交付方法)

第 7 条 この支援金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第 8 条 第 4 条の規定に掲げる書類の提出をもって実績報告があったものとする。

(支援金の返還)

第 9 条 県ト協は、虚偽又はその他の不正行為により支援金の交付を受けた者に対して、この支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 1 月 5 日から施行し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策等にかかる貨物運送事業継続のための緊急支援に適用する。

別表 (第 3 条関係)

支援対象経費及び支援金額等

1 対象経費	燃料高騰対策分 「2 対象車両」に該当する車両に係る燃料高騰対策の影響により増加した燃料費。
2 対象車両	支援事業者が使用する車両のうち、次の要件を満たす車両 ・申請時において自動車検査証の有効期間内で、申請後も継続して事業を行う予定である車両 ・県内営業所に配置された事業用車両 (長崎、佐世保の緑ナンバーに限る。) ・自動車登録規則 (昭和四十五年運輸省令第七号) 別表第二の自動車の範囲欄の 1、4、または 6 に掲げる車両 (ただし霊柩車を除く。) ・被けん引車 (トレーラ) に該当しないこと ・令和 5 年 11 月 30 日以降、長崎県内で事業用貨物自動車として引き続き使用されている車両
3 支援金額	貨物自動車運送事業法施行規則第 2 条で定める種別に応じて定額を支払う。 ・種別が「普通」の車両 4 万円 ・種別が「小型」の車両 2 万円 ※ 1 者あたりの支援金額の上限は 500 万円とする。